

どこでもミニ移動展示用パッケージ運用要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という）が作成したどこでもミニ移動展示用パッケージ（以下「パッケージ」という）の貸出について定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、図書館・公民館等の社会教育施設及び高齢者や子ども、障がいのある方々に福祉サービスを提供する社会福祉施設（以下「施設」という）及び学校とする。

2 前条の規定にかかわらず、ネットワークセンター所長が特に認めた場所。

(借用方法)

第3条 借用を希望する施設は、「どこでもミニ移動展示用パッケージ借用申請書」（第1号様式、以下「申請書」という）をネットワークセンターに提出する。ネットワークセンターは、申請書の内容を検討し、適当と判断される場合に「どこでもミニ移動展示用パッケージ貸出承諾書」（第2号様式）を交付する。なお、パッケージの詳細は別紙のとおり。

2 パッケージの設置、撤去に要する経費はネットワークセンターの負担とする。

(借用期間)

第4条 パッケージの借用期間は、1か月を原則とする。

2 パッケージ借用期間が1か月を著しく前後する場合は、施設は借用申請書にその理由を記載する。

(パッケージの管理等)

第5条 借用期間内のパッケージの管理に関する一切の責任は、施設が負うものとする。

(紛失等の取扱い)

第6条 施設が借受けたパッケージを紛失、破損及び汚損したときには、「どこでもミニ移動展示用パッケージ（紛失・破損・汚損）報告書」（第3号様式）を、ネットワークセンターに提出しなければならない。

2 ネットワークセンターは、施設が適正な管理のもとで、パッケージを紛失、破損及び汚損したときには、これを無償で修理・補完する。

3 施設は、パッケージの適正な管理を怠り、これを紛失、破損及び汚損したときには、対応についてネットワークセンターと協議するものとする。

附則

この要項は、令和7年（2025年）3月25日から施行する。